

4. 都市計画の内容について

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための計画であり、土地の利用のしかた、公共施設の整備、まちづくりの方法など、都市計画法により定められています。次に長崎市に定められている代表的な都市計画をご紹介します。

①土地利用

市街化区域と市街化調整区域の区分（県決定：県への提案となります。）

12種類の用途地域をはじめとする地域地区（市決定・一部県決定）



市街化調整区域は、市街化をおさえ自然環境を保全する区域です。

市街化区域は、すでに市街地になっている区域や計画的に市街地にしていく区域です。

市街化区域を住宅地・商業地・工業地など12種類に区分し、これを「用途地域」として定めています。

その他、特別用途地区・高度地区・高度利用地区・防火地域・準防火地域・風致地区・駐車場整備地区・臨港地区・伝統的建造物保存地区等があります。